

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 山内
日 時	平成30年4月25日(水曜日)		開 議 午後1時30分
			閉 議 午後3時20分
出席委員	◎奥野 ○三上 田中 山本 竹田 小松 (福井委員 欠席)		
執行機関出席者	藤村市長公室長、山内ふるさと創生課長、 田中生涯学習部長、伊豆田市民力推進課長、 河原総務部長、森川自治防災課長、牧野自治防災課副課長、 野々村税務課長、大石税務課副課長、 山本教育部長、和田教育部次長、片山教育総務課長		
事務局	片岡事務局長、山内事務局次長		
傍聴	可・否	市民 1名	議員 11名(湊、酒井、平本、 奥村、齊藤、木曾、小川、石野、 明田、西口、富谷)
		報道関係者 1名	

会 議 の 概 要

13:30

1 開議

2 日程説明

3 案件

(1) ふるさと納税活用事業について(市長公室、生涯学習部、総務部、教育部)

- ①自治会指定寄附について
- ②学校指定寄附について
- ③(仮称)梅岩の里整備事業について

(市長公室、生涯学習部、総務部、教育部 入室)

<市長公室長>

ふるさと納税活用事業については、さる3月定例会の予算特別委員会において、事前に議会に対して十分説明し、意見を聞くようにという指摘要望もいただいたところである。

その指摘要望を受けて、4月20日には正・副議長に説明させていただき、本日、総務文教常任委員会で説明させていただくこととしている。

これに先立ち、4月13日付けの京都新聞において、ふるさと納税活用事業の特集記事が掲載されたが、議員の皆様への説明と前後してしまったことを、この場をお借りして深くお詫び申し上げたい。

本日は、各事業の所管課から、事業内容について順次説明させていただくので、よろしく願います。

ふるさと創生課長	説明
自治防災課長	説明
教育総務課長	説明
市民力推進課長	説明

13:51

《質疑》

＜竹田委員＞

自治会指定寄附と学校指定寄附について、ふるさと納税額の1/2相当額を、指定する地域や学校に交付・配分する根拠は。

＜自治防災課長＞

自治会指定寄附については、1/2相当額を指定された地域に交付するとともに、残りについては、広く亀岡市全体の自治振興経費に充当したいと考えている。

＜竹田委員＞

なぜ1/2かということについて、説明願う。

＜自治防災課長＞

寄附については、指定地域への寄附となることから、すべての地域が寄附をいただくということにはならないので、半額については広く市全体の自治振興として使用したいという思いから、1/2としている。

＜竹田委員＞

この事業が新聞に掲載されて、自治会等で寄附金を活用できることを喜ぶ声がある一方で、区や学校まで寄附先を細かく指定できるようになっている中で、事務経費的なものは仕方がないとしても、寄附金の半分を全体的な方に持って行かれるのは納得できないと考える方もおられるように思うが、その点はどうか。

＜教育総務課長＞

寄附をする学校を指定されることで、地域とのつながり、学校を卒業された方とのつながりが生まれ、地域をしっかりと支え、学校を応援していこうという気持ちを持っていただけるものと考えている。

ただ、一方で全体の教育振興に対しても寄附をいただきたいと考えており、それらを合わせて、今回、1/2を指定学校に、残りを教育振興に充てていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

＜竹田委員＞

事業を進めていくにあたっては、しっかり市民等への周知に努めていただきたい。

＜山本委員＞

申込み方法については、郵便振込みのみとなっているが、インターネットでできないというのは何か理由があるのか。

＜ふるさと創生課長＞

インターネットによる寄附は、基本的には返礼品を求めていただいた方が、そこからされるという仕組みになっている。

今回の自治会と学校については、主に地域や学校にゆかりのある人に、限定的な範囲で寄附を呼びかけていくことになるので、郵便振込みという方法で個別に呼びかけていきたいと考えている。

＜山本委員＞

本市ではそのような考え方だが、例えば、教育の方であれば、教育環境の整備という大きな一括りの中で、自分の寄附したい学校を指定する、指定しない、というこ

とで分けているところもある。

そのようなやり方は検討されなかったのか。

<ふるさと創生課長>

今のところ、インターネットの活用は考えていない。

ただ、そのような方法があるのは承知しており、現在は採用していないが、今後、考えていければと思っている。

<山本委員>

使途については限定されず、自由度が高いということで、具体的な活用例を挙げてもらっているが、これは各学校や自治会で、使われる前に市の方に報告はされずに、使った後の報告のみを受けるということで考えているのか。

<教育総務課長>

学校については、あらかじめ寄附額を学校に示して、その額に応じて学校から使途を聞いた上で、配分をしていきたいと考えている。

<自治防災課長>

自治会においても、学校と同様に、交付金額を示し、その額に応じて交付申請書を提出していただき、最終的に実績報告書の提出を受けるとしている。

<山本委員>

使う前の伺いはないということによいか。

<教育総務課長>

学校については、あらかじめ使途を確認した上でその額を配分し、使用した後も報告を受けるとしている。

<自治防災課長>

自治会も、一定、金額を示した上で、交付申請という形で使途を確認してから、交付することで考えている。

<小松委員>

寄附金の残り1/2相当額については、広く自治推進経費に使いたいということであったが、努力している所と、努力していない所の差の穴埋めに、1/2相当額を使うということになしに、広く自治推進経費として使うという解釈によいか。

<自治防災課長>

そのとおりである。

<小松委員>

自治会の方では、半分持って行かれるという意識があると思うが、広く自治推進経費に充てるということであれば、本来のふるさと納税を使うべきだと考える。

また、南丹市においても同様の取組みをされていると思うが、その状況を説明願いたい。

<自治防災課長>

1/2相当額については、先ほどから申し上げているとおり、広く自治振興経費に充当していきたいと考えている。

南丹市においても同様の応援交付金制度を設けられているが、金額的には、年間で300万円程度の寄附金が市内の自治会に入っていると聞いている。

<小松委員>

南丹市の場合は、寄附金の80%が自治会に入り、残り20%が市に入るということでよいか。

<自治防災課長>

そのとおりである。

<小松委員>

南丹市は80%なのに対し、なぜ亀岡市は1/2なのか。

広い意味での自治振興の部分に対しては、本来のふるさと納税を使えばよいのではないか。

<総務部長>

広く自治振興活動に充当すると申し上げているが、もともと、ふるさと亀岡自治活動応援交付金については、特定の町や区を前提としているが、ややもすると格差が生じてしまう状況の中で、寄附金の1/2相当額をゼロの所に交付するということでなしに、亀岡市の全自治会を応援するという気持ちを持っていただき、寄附金の半分を当該町に、残りはすべての町全体に及ぶような振興策も必要ではないかという観点から、1/2という数字が出てきたものと理解している。

ご指摘は理解するが、当初の計画はそのような考え方であったと認識している。

<小松委員>

自分たちの地域だけでなく、全体のことも考えてもらうということの話があったが、本来、自分たちの住んでいる所を何とかしたいという思いで寄附されると思う。今の答弁では、半ば強制的に全体のことを考えろというように聞こえるが、そのことは住民の理解を得られるのか。

<総務部長>

何ら、全体のための寄附を強制するものではない。

残りの1/2は市の経費を補てんするものではなく、市全体の均衡という形での経費ということで理解いただきたい。

ご意見は十分に踏まえ、数字の部分も含めて検討していきたい。

<小松委員>

この制度について、各自治会にはすでに説明等されているのか。

<自治防災課長>

各自治会には、5月25日の第1回自治委員会議の中で、正式に説明させていただく予定である。

<小松委員>

自治会に対して、この制度や今後実施していくことの説明は、まだということではなかったか。

<自治防災課長>

この制度を実施したいという程度の説明は、すでにさせていただいているが、詳細な説明はこれからとなる。

<小松委員>

先行して新聞報道され、議会に対して事前説明がされていなかったことを遺憾に思うが、自治会に対してもしっかりと説明を願う（要望）

<三上副委員長>

この事業説明の中で、「自主努力によって確保した寄附金」という表現がある。

これから郵便振替用紙の付いた専用のリーフレットが作成され、自治会や学校に配られることとなると思うが、考えられる自主努力とは、どういうことか。

<教育総務課長>

学校応援事業については、学校だけの自主努力ではもちろんないと考えているが、それぞれ卒業された方へPTAを通じたルート、地域へのルートも含めてリーフレット等を配付していただくことで、このふるさと納税につなげていただきたいと思いますと考えている。

<自治防災課長>

各自治会についても、地域の出身者や応援者に郵送等されることになる。

<三上副委員長>

例えば、学校で卒業生に振込用紙等を郵送する場合、その経費は学校の負担となるのか。

<教育総務課長>

現在、想定しているケースとしては、郵送も1つの方法と考えているが、同窓会での卒業生への呼びかけや、それ以外にも広くいろんな形で、広めていただける方法はあると考えている。

<三上副委員長>

各学校のホームページを活用することも考えているのか。

<教育総務課長>

もちろん考えている。

<三上副委員長>

寄附金を確保するための自主努力にも、別の経費がかかってくるが、それが公費として落ちるものなのかということが、1点ある。

また、先ほどから1/2ということが議論となっているが、行政や議会からすれば逆の考え方もできる。つまり、例えば自治会や区で集会所を建てる時に、この制度を活用した場合、所得税等の控除があるので、市に税金を払っているのと同じことになる。どうせ税金を払うのであれば、それがまるまる集会所を建替えることになるようにしようということになる。税金は市民が平等に幸福になるように使っていかなければならないし、そうなるようにチェックしていかなければいけない立場からすれば、寄附金をすべて自治会に渡すことは、それはそれで間違っていると思う。この点について、行政としての基本的な考え方はどうか。

<ふるさと創生課長>

ふるさと納税制度では、寄附金相当額が所得税、市・府民税から控除されることになるが、ふるさと納税という言葉を使わなくとも、行政に個人が寄附をされると、同じように税控除が受けられることとなるので、この制度の範囲内で、十分に気を付けながらやっていきたいと思っている。

<三上副委員長>

交付金の効果が書かれているが、懸念されるような事態は何も考えていないのか。特に、学校においては、格差が生じる問題等はないのか。

<教育総務課長>

学校においては、卒業生や在校生の数など、異なる状況があるので、一定、寄附金額に開きが出ることは想定しているが、一方で、人数が少ないから額が少なくなるかということ、必ずしもそうならない場合も起こりうると考えている。

<三上副委員長>

学校予算の確保については、これまでから議会で指摘させてもらっているが、現状としてまだ足りていない部分がある。

それを抜本的に充実させていくという基本の上に、さらにこの制度があるという認識でよかったか。

<教育総務課長>

平成30年度当初予算の審議の際にも、予算の確保についての指摘、質問等いただいたが、教育委員会としても各学校の教育活動に支障が出ないように、予算確保に努めたいと考えている。

今回の学校応援事業については、これまでの予算確保分とは別枠として、措置することを考えている。

(質疑終了)

14 : 18

(市長公室、生涯学習部、総務部、教育部 退室)

(休憩)

14 : 18 ~ 14 : 30

(再開)

<奥野委員長>

先ほど、ふるさと納税活用事業について執行部から説明を受けたが、当該事業に対して、委員会として要望を行う等、今後の対応について協議させていただきたい。

<竹田委員>

この制度について効果はあると思うが、やはり1/2の根拠がわからない。必要経費は止むを得ないが、それ以外の分については各自治会や学校に回すようにしていただきたい。

<小松委員>

本日、傍聴ということで、多くの議員が来られていたが、総務文教常任委員会の委員は説明を受けて質疑もできたが、他の議員はそれができなかった。

もう一度、議員全体で質疑が出来る形がとれたらと思うが、どうか。

<事務局次長>

当該事業については、予算特別委員会で議論となり、指摘要望も出されたところであるが、そのことを踏まえ、事業所管の委員会でしっかり審議をしていただくということの中で、本日、常任委員会で説明を受けることとなったものであるので、ご理解いただきたい。

<竹田委員>

このふるさと納税活用事業に関して、議会として議決等を行うこととなるのか。

<事務局次長>

当該事業について、本日、説明を受けたが、議案ということではないので、今後、事業は進んでいくことになるが、関連の予算等が議案として提案された際には、議決をしていただくこととなる。

<竹田委員>

これらの事業は粛々と進んでいくものであり、議員全体で議論して、今どうこうというものではないと考える。

もう少し様子を見て、今後、議案として出てきた時に議会として対応していったらどうかと考える。

<田中委員>

自治会なり学校に競い合わせて、半分は市が横取りするという感じを受ける。残り半分は教育環境の整備や自治会活動に使うということであるが、すっきりしないというのが率直な感想である。

本来、市がやるべきことを学校なり自治会にやってもらうということではないかと思う。

<山本委員>

ふるさと納税の事業として、教育環境の整備や地域の活性化を加え、その中で地域を指定する、しないに分けて、その上で指定するところは市が交付金として渡し、全体的にふるさと納税としていただいたものは、全体で使う方がよいように思う。今のやり方では、寄附金が集まる所と集まらない所の格差が出来る等の問題があるので、もう少しやり方を考えた方がよいのではないかと思います。

<三上委員>

本日、説明を受けたが、今後、事業は実施されていくということか。

<事務局次長>

そのとおりである。

<奥野委員長>

今後、事業は進められていくが、委員会として適宜、説明を求めるということでよいか。

<山本委員>

事業執行にあたっていろいろな経費が必要になってくるのはわかるが、寄附者にとってはその地域に寄附をしたいと思っているのに、半分は違う所に使われることになるので、市側は丁寧に説明する必要があると考える。

<三上副委員長>

当該事業については、予算特別委員会でいろいろと議論があったということだが、その議論と本日の常任委員会での説明については整合性が図られているのか。

<事務局次長>

予算特別委員会では、当該事業について各委員からいろんな意見をいただき、最終的に「ふるさと力向上経費の執行に際し、事前に議会の意見を十分聴いた上で、事業の充実を図ること」との指摘要望をされたところである。この中の議会の意見を十分に聴くということについては、あくまでも事業の所管として、総務文教常任委員会で説明を受けて、そこで意見を聴いて、今後、事業の充実を図るという流れになる。

これから各自治会や学校に、1 / 2ということも含めて事業内容の説明をされると思うが、予算的には、今年度は歳入で寄附金を受けることとなり、歳出予算については、来年度の当初予算に計上される予定である。

<三上副委員長>

今後、専用のリーフレットが作成されることにもなるし、説明会での反応等も含めて、所管の委員会として説明を求めていけばよいのではと考える。

<事務局長>

今後、事業が進んでいくにあたって、1 / 2の説明は、市民・自治会・学校に対し十分に説明してもらうことが大事になると思われるので、その点を委員会の意見として挙げていくのも1つかと考える。

<事務局次長>

各委員から、今後も適宜説明を求める、1 / 2の根拠を十分に周知する等の意見をいただいたが、これらの内容を執行部に対して、委員会の総意として文書で出すことについての確認をお願いしたい。

<奥野委員長>

委員会として、1 / 2の根拠を十分に周知すること等について、文書で要望していくことについて、委員の意見を聞かせていただきたい。

<竹田委員>

要望を出すことについてまとめていただき、議長を通じて市長に提出することになるのか。

<事務局次長>

議長名で出すことも可能であるが、委員会として委員長名で出すことも可能である。

<奥野委員長>

委員会として委員長名で出すことでよいか。

<竹田委員>

委員長名で出していただきたい。

<奥野委員長>

それでは、委員長名で、1 / 2の根拠を十分に周知すること等の意見について、市長等に対し文書を出していくということによいか。

— 全員了 —

14 : 50

(2) 行政報告(総務部、教育部)

① 亀岡市税条例等の一部改正について(専決処分)(総務部)

② 亀岡市税条例等の一部改正(案)について(総務部)

税務課長 説明

《質疑》

<田中委員>

生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置に係わって、市町村が導入促進基本計画を策定することとされているが、本市の場合はすでに策定済みか。

<税務課長>

商工観光課において導入促進基本計画が策定されることとなるが、生産性向上特例措置法案の成立と合わせて計画が策定されると聞いている。

この件については、産業建設常任委員会において報告がなされる予定である。

(質疑終了)

③ 亀岡市立幼稚園条例の一部改正について(専決処分)(教育部)

教育総務課長 説明

《質疑》

なし

15 : 07

(3) 行政視察に係る事前調査について

① 視察行程について

(事務局説明)

② 視察目的及び視察項目の概要等について

(事務局説明)

③調査事項の抽出

(各自で抽出することとする)

3 その他

(1) 次回の日程について

— 下記のとおり決定 —

日時：5月29日(火) 午前10時～

案件：行政視察の総括について 他

散会 ～15:20